

同居家族が濃厚接触者認定を受け、PCR検査等を受ける場合

同居家族が濃厚接触者認定を受け、PCR等の検査を受ける場合

- ・学生は担任へその旨を連絡し、自宅待機し登校しないこと
- ・体調チェック表を毎日入力し報告をすること
- ・家族のPCR等の検査結果が出た場合は、速やかに担任へ連絡すること

家族が陽性

- ・保健所からの連絡で、学生自身が濃厚接触者に該当するかどうか判明するまで、自宅待機とする
(岡山市は原則同居者は濃厚接触者とする)

濃厚接触者に該当する

学生自身が濃厚接触者になった場合のフローチャートを参照

濃厚接触者に該当しない

学生は待機期間終了となり、登校可能とする

家族が陰性

- ・学生は待機期間終了となり、登校可能とする



学生が濃厚接触者に認定された場合

学生が濃厚接触者として保健所から認定された場合

- ・学生は誰の濃厚接触者に認定されたか、担任に連絡すること
- ・学生は陽性者が同居でない場合、感染者と最終接触日翌日から7日間が経過するまで、登校しないこと
- ・同居家族が陽性となり、学生自身が濃厚接触者となった場合、感染対策を講じた日から7日間は登校しないこと（岡山市では同居者は原則濃厚接触者とする）
- ・学生はPCR等の日時が決定した場合、その日時と結果を担任に報告すること

※感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用・手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒の実施などである

濃厚接触者として待機中に、発熱や呼吸器症状などの症状が出現



発熱外来を受診
※以下は学生自身が体調不良の場合の
フローチャート参照

感染対策を講じ、無症状で7日間経過

- ・学生は登校可能とする
- ・学生は登校可能となった翌日から3日間は、2回/日（朝・晩）の体調チェック表を入力すること



学生自身が発熱や咽頭痛などの症状がある場合

